

平成21年度普通会計決算 グラフで見た

武蔵村山市の財政状況

平成22年10月

企画財務部 財政課

1 本市の現状

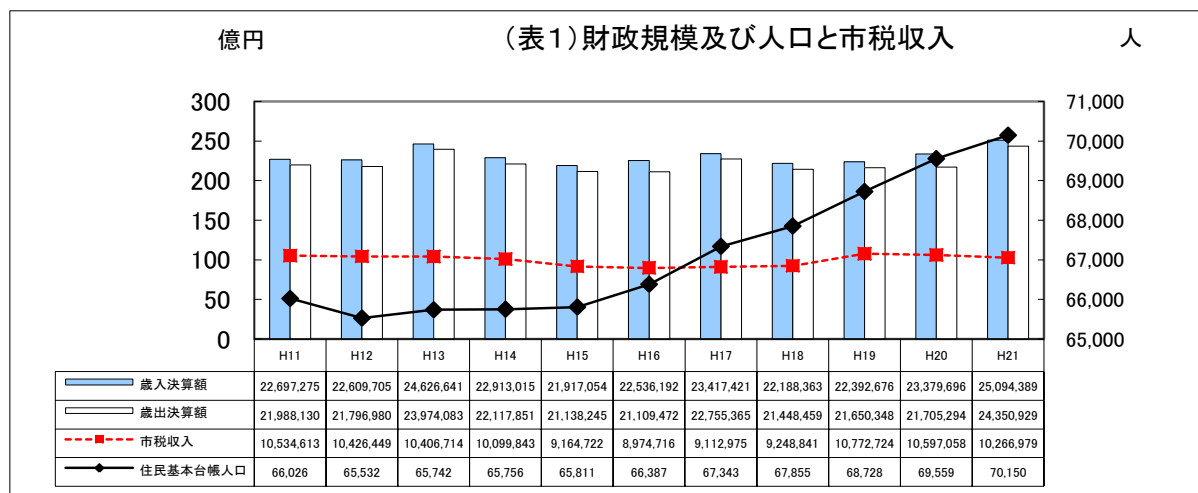
【特徴】 歳入総額 250 億 9,438 万 9 千円は、平成 20 年度と比較して 17 億 1,469 万 3 千円 (7.3%) 増となりましたが、市税収入は 3 億 3,007 万 9 千円 (3.1%) 減となっています。

歳出総額 243 億 5,092 万 9 千円は、平成 20 年度と比較して 26 億 4,563 万 5 千円 (12.2%) 増となりました。これは、定額給付金等給付経費及び小・中一貫校施設整備事業費等の増によるものです。

本市の財政状況は、平成 21 年度普通会計決算 (※1) によると、決算収支は形式収支 (※2) が 7 億 4,346 万円、実質収支 (※3) が 7 億 125 万 9 千円の黒字となりました。単年度収支 (※4) は 7,965 万 3 千円の黒字、実質単年度収支 (※5) についても 2,233 万 3 千円の黒字となりました。

歳入は、総額 250 億 9,438 万 9 千円で、前年度と比較して 17 億 1,469 万 3 千円 (7.3%) の増となりました。これは、小・中一貫校施設整備事業費補助金及び生活保護費負担金等の国庫支出金等が増となったことによるもので、市税は景気低迷等の影響で 3 億 3,007 万 9 千円 (3.1%) 減の 102 億 6,697 万 9 千円となりました。

歳出は、総額 243 億 5,092 万 9 千円で、前年度と比較して 26 億 4,563 万 5 千円 (12.2%) の増となりました。主な要因は、性質別にみると、普通建設事業費 (※6) が小・中一貫校施設整備事業等の増により 9 億 3,480 万 5 千円 (71.3%)、補助費等が定額給付金等により 10 億 6,138 万円 (42.6%) 増となっています。一方、積立金が 4,066 万 9 千円 (59.4%)、人件費が 1 億 274 万 9 千円 (2.5%) の減となりました。



<用語解説>

※1 普通会計…各地方公共団体の財政状況の把握、地方財政全体の分析等に用いられる統計上の会計であり、総務省の定める基準で各地方公共団体の会計を统一的に再構成したもの。

※2 形式収支…歳入歳出差引額

※3 実質収支…形式収支－翌年度へ繰越すべき財源

※4 単年度収支…当該年度実質収支－前年度実質収支

※5 実質単年度収支…単年度収支＋財政調整基金積立額＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩額

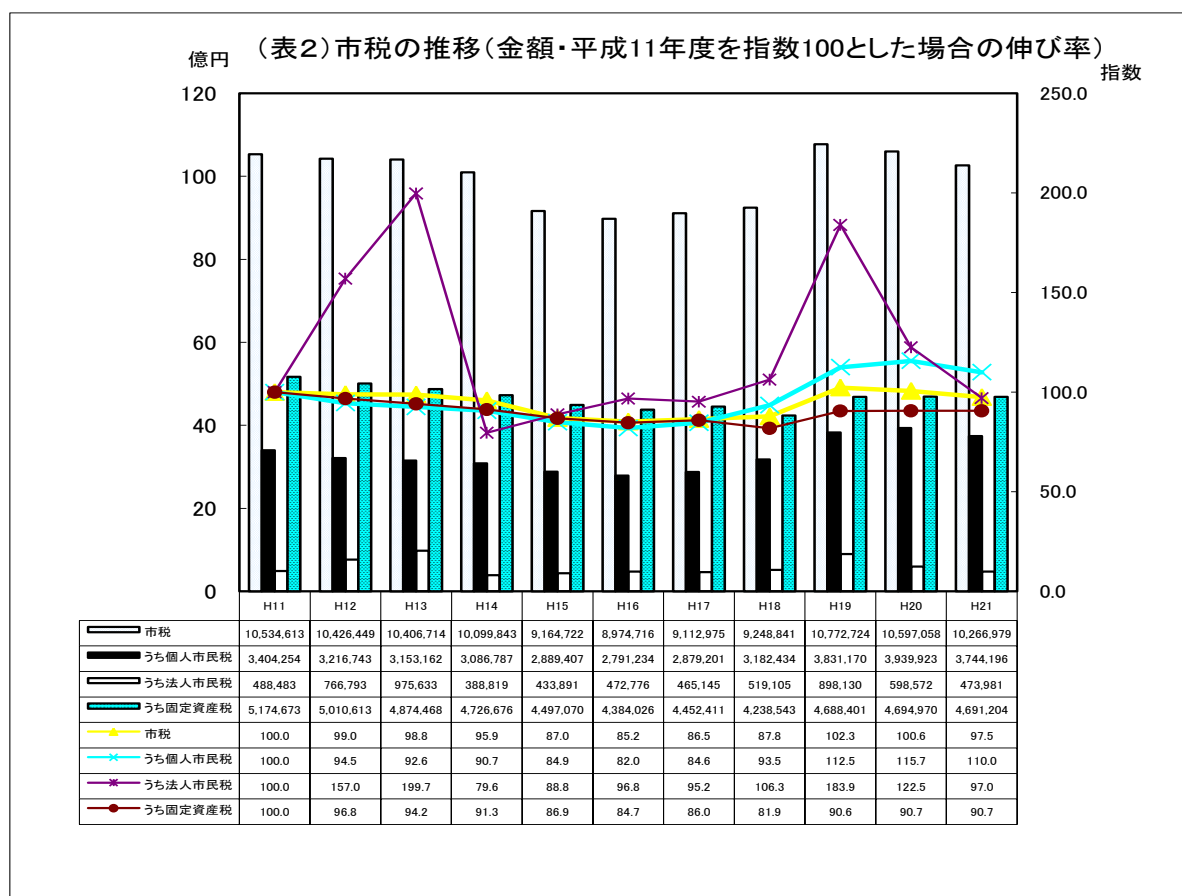
※6 普通建設事業費…道路、橋りょう、学校等の建設事業に要する投資的経費

① 市税

市税全体では、前年度と比較して3億3,007万9千円(3.1%)の減となりました。このうち、個人市民税については、景気低迷による個人所得減の影響で1億9,572万7千円(5.0%)の減となりました。法人市民税についても、長引く景気低迷による企業の業績悪化の影響を受け1億2,459万1千円(20.8%)の大幅な減となりました。

固定資産税は、前年度と比較して376万6千円(0.1%)の微減となりました。また、軽自動車税については保有台数の増により、268万9千円(3.1%)の増となりました。

三位一体の改革以降、税源移譲された自主財源としての市税の確保の重要性が増しています。引き続き課税客体を的確に把握するとともに、収納率の向上を図り、今後の行政需要の増大に対し安定した自主財源の確保に努めなければなりません。



② 義務的経費

歳出のうち義務的経費(※7)の状況を見てみますと、前年度と比較して公債費及び扶助費が増加しています。公債費の総額は14億8,491万8千円で、前年度と比較すると、4,142万1千円(2.9%)の増となっています。また、扶助費の総額は74億5,285万8千円で、前年度と比較すると、5億8,935万6千円(8.6%)の増となっています。

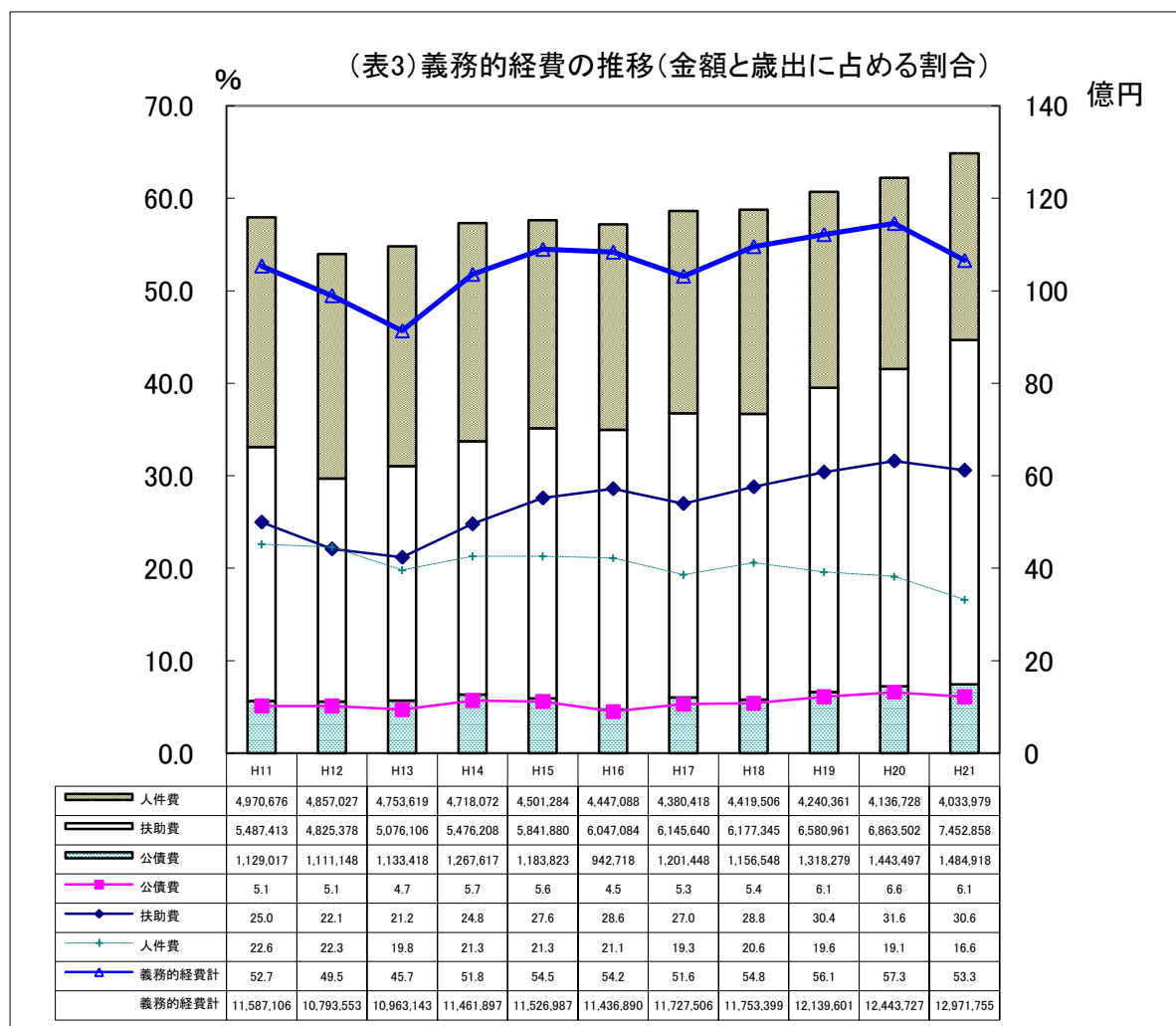
扶助費のうち社会福祉費は、自立支援給付経費等の増により1億1,889万8千円(10.4%)増、児童福祉費も保育所委託運営経費や児童手当等の支給対象者の増により1億8,826万2千円(5.3%)増、生活保護費も対象者の増により3億701万9千円(15.7%)増となっています。

一方、老人福祉費は2,421万5千円(17.8%)の減となっています。

義務的経費が歳出総額に占める割合は53.3%で、前年度より4.0ポイント減少していますが、依然として高い水準にあり、財政の硬直化が続いている状況です。

<用語解説>

※7 義務的経費…地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減できない経費。歳出のうち特に人件費、公債費、扶助費が狭義の義務的経費とされる。この義務的経費の割合が小さいほど財政の弾力性があり、比率が高くなると財政の硬直度は高まるとされている。



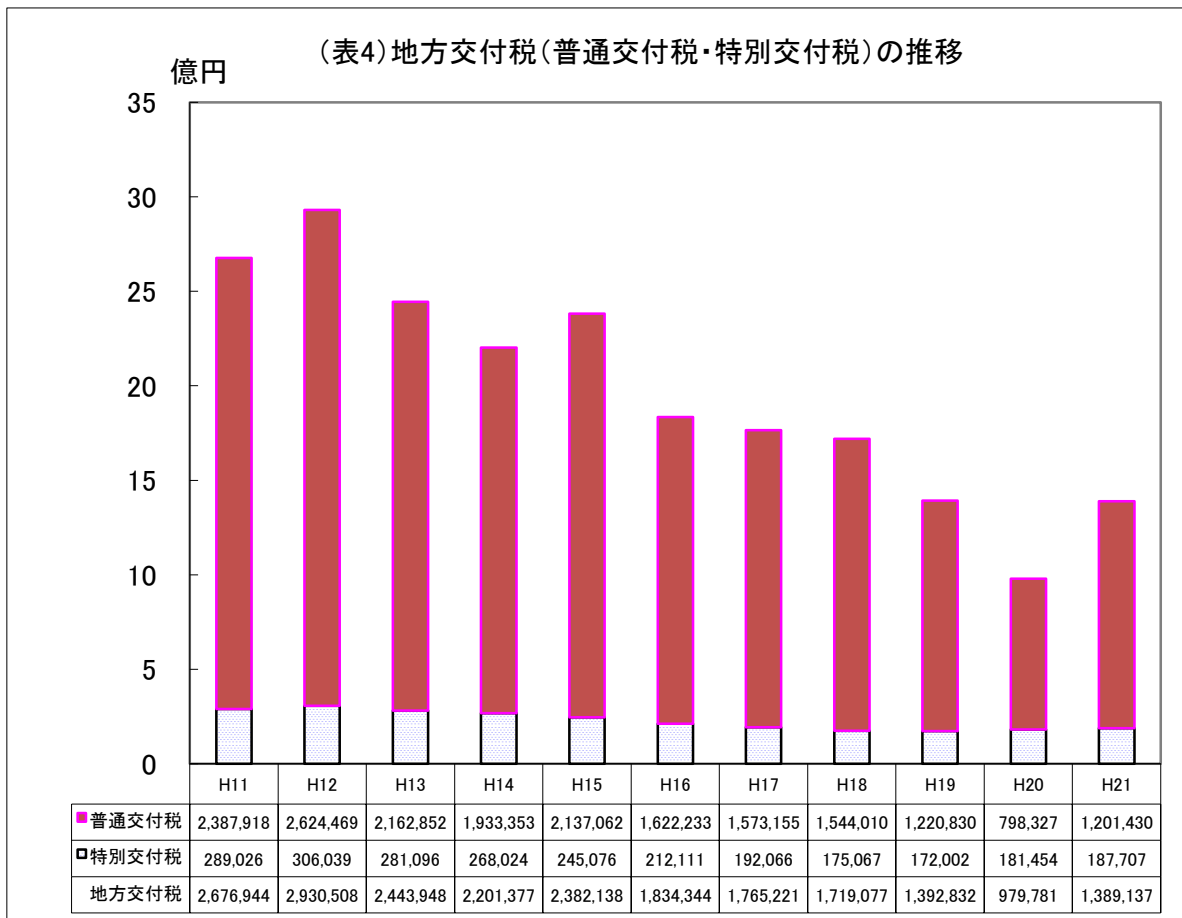
2 地方交付税

【特徴】 地方交付税のうち、平成 21 年度の普通交付税は 12 億 143 万円で、平成 20 年度と比較して 4 億 310 万 3 千円 (50.5%) の増となりました。

地方交付税とは、国税(所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税)それぞれの一定の割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税をいいますが、財源不足団体に対し交付される「普通交付税」と普通交付税で補えない特別の財政需要に対し交付される「特別交付税」の二種類があります。

普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超えた場合に財源不足となるため、その差額が交付されます。平成 21 年度の本市は、前年度と比べ基準財政需要額は若干増加しましたが、基準財政収入額の減少が大きかったため、普通交付税は増加しました。

また、平成 13 年度以降、普通交付税が減少している理由は、その一部が、制度改正により臨時財政対策債(赤字地方債)に振替えられたことによる減少であり、財政状況が好転した訳ではありません。



3 財政調整基金

【特徴】 平成 14 年度末残高 32 億 3,604 万 4 千円が、平成 21 年度末には 10 億 4,568 万 4 千円となり、約 21 億 9,036 万円減少しています。平成 21 年度は、税収不足や歳出の増加に対応するため約 5,800 万円を取崩して歳入に充てています。

財政調整基金とは、年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立を行い、財源不足が生じる年度に活用するためのものです。また、各年度において決算上剰余金を生じたときには、その全部又は一部を積み立てることとなっています。

本市の財政は、歳入の根幹を成す市税収入が伸び悩む一方、扶助費等の行政需要の増大に伴う歳出の増加は、多額の歳入不足を生じさせており、ここ数年は、基金等の取崩しにより財政収支の均衡を保っている現状にあります。平成 11 年度から平成 14 年度までは基金を積立てていましたが、平成 15 年度以降は歳入不足を補うため基金を取崩して対応しています。平成 14 年度と平成 21 年度を比較しますと基金残高が 21 億 9,036 万円減少しており、約 68%を取崩しています。そのため、基金に依存しない財政構造に転換していく必要があります。

